

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年六月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十七号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣官房関係(第一条・第二条)
- 第二章 内閣府関係等
 - 第一節 本府関係等(第三条―第八条)
 - 第二節 国家公安委員会関係(第九条―第十六条)
 - 第三節 個人情報保護委員会関係(第十七条・第十八条)
 - 第四節 金融庁関係(第十九条―第三十九条)
 - 第五節 消費者庁関係(第四十条)
- 第三章 総務省関係(第四十一条―第四十九条)
- 第四章 法務省関係(第五十条―第五十九条)
- 第五章 財務省関係(第六十条―第六十六条)
- 第六章 文部科学省関係(第六十七条―第七十三条)
- 第七章 厚生労働省関係(第七十四条―第七十七条)

第八章 農林水産省関係(第百八条―第百十六条)
 第九章 経済産業省関係(第百七条―第百四十条)
 第十章 国土交通省関係(第百四十一条―第百六十五条)
 第十一章 環境省関係(第百六十六条―第百七十三条)
 第十二章 防衛省関係(第百七十四条)

第一章 内閣官房関係
 (国家公務員法の一部改正)

第一条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「且つ」を「かつ」に、「中から」を「うちから」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「これを」を削り、同条第三項第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「犯し」を「犯し」に改め、同条第三号中「第三十八号第三号又は第五号」を「第三十八号第二号又は第四号」に改め、同条第四項中「もつ」を「有する」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第五項中「その中」を「そのうち」に、「同一政党」を「同一の政党」に改める。

第二十七条の見出しを「平等取扱いの原則」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「第三十八号第五号に規定する」を「第三十八号第四号に該当する」に、「の外」を「ほか」に改める。

第三十八号中「の定める」を「で定める」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「犯し」を「犯し」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。
 第七十六号中「の一」を「第二号を除く」の「いずれか」に、「に定める」を「で定める」に、「除いては」を「除くほか」に改める。

(医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正)
 第二条 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項第一号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 心身の故障により匿名加工医療情報作成事業を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの

第二章 内閣府関係等

第一節 本府関係等

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第三条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号を次のように改める。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 第二十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- 第四十三条の二及び第四十三条の三中「第二十条第五号」を「第二十条第四号」に改める。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正)
 第四条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。
 第九条第五号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロから二までとし、ヘの前に次のように加える。

- ホ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- (国家戦略特別区域法の一部改正)

第五条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

- 第十二条の五第四項第一号を次のように改める。
- 一 心身の故障により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 第十九条の二第二項中「(同法第三十八号第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

(人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正)
 第六条 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律(平成二十八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

- 第五条第三号を次のように改める。
- 三 心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
- 第二十一条第三号を次のように改める。
- 三 心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

(衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律の一部改正)
 第七条 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律(平成二十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

- 第五条第四号を次のように改める。
- 四 心身の故障により衛星リモートセンシング装置の使用を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
- 第二十一条第三項第一号二を次のように改める。
- 二 心身の故障により衛星リモートセンシング記録の取扱いを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

(国会職員法の一部改正)
 第八条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号を削り、同条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とする。
- 第十条中「の一」を「第二号を除く」の「いずれか」に改める。

第二節 国家公安委員会関係

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(職業能力開発促進法の一部改正)
第九十条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第二十八条第五項第一号を次のように改める。
一 心身の故障により職業訓練指導員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第二十八条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。
第三十条第六項中「第二十八条第五項各号のいずれか」を「第二十八条第五項第二号又は第三号」に改める。
第三十条の十九第二項第一号を次のように改める。
一 心身の故障によりキャリアコンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(労働安全衛生法の一部改正)
第九十一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第八十四条第二項第一号を次のように改める。
一 心身の故障により労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第八十四条第二項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改める。
(作業環境測定法の一部改正)
第九十二条 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第六条第一号を次のように改める。
一 心身の故障により作業環境測定士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)
第九十三条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第十三条第四号口を次のように改める。
口 事業主団体が第十八条第一項の許可を受けて建設業務有料職業紹介事業を行おうとする場合にあつては、心身の故障により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第十三条第四号ハ中「又は口」を「から二までのいずれか」に改め、同号中ハをホとし、口の次に次のように加える。
ハ 構成事業主が第三十一条第一項の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする場合にあつては、心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施することができない者として厚生労働省令で定めるもの

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第三十条第一項の表第三十二条の十四の項中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に、「又は口」を「及び二」に改める。
第三十二条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

第三十二条第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三十六条第五項及び第四十条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。
第四十四条の表第三十六条の項中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に、「から第四号まで」を「第二号、第四号及び第五号」に改める。
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)
第九十四条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第六条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
第六条中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。
四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十号第五項及び第十四条第一項第一号中「第四号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に改める。
第三十六条中「から第八号」を「第二号及び第四号から第九号」に改める。
(外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の一部改正)
第九十五条 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「第七条第二項」を「第七条第一項」に改め、同項第三号を削る。
第六条第一項中「第三条第三項各号(外国看護師等にあつては、同項第二号)」を「第三条第三項第二号」に改める。
第十条第二号及び第二十一条の五第二号中「第七条第二項第一号」を「第七条第一項第一号」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)
第九十六条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
第三条第一号を次のように改める。
一 心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

附則第四条第三項第一号を次のように改める。
一 心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

(港湾労働法の一部改正)
第九十七条 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第十三条第三号を次のように改める。

三 心身の故障により港湾労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
第十三条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部改正)
第七十二条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号、第五十一条第二号イ及び第六十四条第二号イ中「成年被後見人若しくは被保佐人」を「心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの」に改める。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正)
第七十三条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。
 (引取業に関し行った行為の取消しの制限)
第十条の二 引取業者(個人に限り、未成年者を除く。)が当該事業に関し行った行為は、行為能力の制限によつては取り消すことができない。

第十一条中「前条」を「第十条」に改める。
 第四十五条第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 第五十六条第一項第一号を次のように改める。

一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 第六十二条第一項第二号イを次のように改める。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第十二章 防衛省関係
 (自衛隊法の一部改正)

第七十四条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
 第三十八条第一項第一号を削り、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に、「又は」を「又はその」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「前項各号の一」を「前項第一号又は第三号」に改める。

附則
第一條 (施行期日)
 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第九十二条、第九十七条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第一百十一条、第一百四十三条、第一百四十九号、第五百二十二号、第五百五十四号(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)、及び第六十八号並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、

第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四号、第一百八条、第九十九条、第一百二十二号、第一百三十五号、第三百八十八号、第三百九十九号、第四百一十一号、第四百一十三号まで、第六百六十六号、第六百六十九号、第七十号、第七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)、並びに第七十三号並びに附則第十六条、第十七号、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第四百五号(建築基準法第七十七条の十九第七号及び第七十七条の三十五の三第七号の改正規定並びに同法第七十七条の五十九の改正規定(同法第六号中「第七号第五号」を「第七号第四号」に改める部分に限る。))に限る。及び第四百六十六号(建築士法第十条の二十三、第十条の三十六第一項、第二十二号の三第二項、第二十六号の五第二項及び第三十八号第五号の改正規定を除く。の)の規定 令和元年十二月一日

四 第七十一条の規定 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十一号)の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日
 (行政庁の行為等に関する経過措置)
第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。))に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。
 (罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第四条 (国家公務員法の一部改正に伴う裁判員の参加する刑事裁判に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第二十六号第三項の規定により呼び出すべき裁判員候補者が選定された事件に係る同法第二章及び第五章第二節の規定の適用については、第一条の規定による改正後の国家公務員法第三十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 (国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 施行日前に第五条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項に規定する特定退職(施行日前に第一条の規定による改正前の国家公務員法(以下この条及び附則第十条において「旧国家公務員法」という。))第三十八号第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条の規定により失職した場合に限る。をした者に係る国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条の四の規定による退職手当に係る同法第七号第一項の規定による在職期間の計算については、第五条の規定による改正後の国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 (信託法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。前)にされた信託については、第一号施行日以後にその効力を生ずるものであつても、第五十九条の規定による改正後の信託法第七号、第五十六号第一項(同法第二百八号第一項、第三百三十四号第一項及び第四百一十一号第一項において準用する場合を含む。))及び第二百二十四号(同法第三百三十七号及び第四百四十四号において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和元年九月十三日
厚生労働大臣 加藤 勝信

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三十条に関する事項）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ホ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>（1）当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）</p> <p>（2）当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）以下この(2)において同じ。の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）</p> <p>ヘ〜リ（略）</p>	<p>（法第三十条に関する事項）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>イ〜ハ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>（1）当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書</p> <p>（2）当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）</p> <p>ホ〜チ（略）</p>

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正)
第十六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第一条の二)</p> <p>第一章の二 社会福祉士(第一条の三―第十八条)</p> <p>第二章―第三章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(法第三条第一号の厚生労働省令で定める者)</p> <p>第一条の二 法第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>第一条の三 (略)</p> <p>(死亡等の届出)</p> <p>第十五条 社会福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、社会福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者</p> <p>二 法第三条第一号に該当するに至つた場合 当該社会福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人</p> <p>三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合 当該社会福祉士又は法定代理人</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者)</p> <p>第五条の二 法附則第四条第三項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(死亡等の届出)</p> <p>第八条の二 認定特定行為業務従事者が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、認定特定行為業務従事者認定証を添え、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者</p> <p>二 法附則第四条第三項第一号に該当するに至つた場合 当該認定特定行為業務従事者又は同居の親族若しくは法定代理人</p> <p>三 法附則第四条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合 当該認定特定行為業務従事者又は法定代理人</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条)</p> <p>第一章の二 社会福祉士(第一条の二―第十八条)</p> <p>第二章―第三章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>(死亡等の届出)</p> <p>第十五条 社会福祉士が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該社会福祉士又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、社会福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合</p> <p>二 法第三条各号(第四号を除く)のいずれかに該当するに至つた場合</p> <p>(新設)</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

様式第二中 「成年被後见人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により社会福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改定する。
様式第六中 「成年被後见人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により介護福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改定する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、
第十一条（職業能力開発促進法施行規則様式第一号の改正規定に限る。）の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十一条（同令第四十二条の次に次の
二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。）、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の
施行の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第九十条の規定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第六項の改正規定に限る。）
の施行前に行われる職業訓練指導員試験に係る職業訓練指導員試験受験申請書の様式については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則様式第一号にかかわらず、なお従前の例による。
(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正)

第三条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(帳簿の作成と保存)</p> <p>第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 各月におけるコンサルタント則第十九条第二項の報告（コンサルタントがその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。）及び前条の報告の件数</p> <p>四 (略)</p>	<p>(帳簿の作成と保存)</p> <p>第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 各月におけるコンサルタント則第十九条の報告（コンサルタントがその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。）及び前条の報告の件数</p> <p>四 (略)</p>

(社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正)
第四条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(社会福祉士の養成施設の指定基準)</p> <p>第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準</p> <p>イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。</p> <p>(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の第三第二項各号に掲げる者</p> <p>(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの</p>	<p>(社会福祉士の養成施設の指定基準)</p> <p>第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 昼間課程及び夜間課程に係る基準</p> <p>イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。</p> <p>(1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の第二第二項各号に掲げる者</p> <p>(2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第二第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの</p>